

千歳商工会議所では、会員事業所におきまして、永年勤続並びに優良従業員を対象に下記により表彰式を挙行いたしますので、会員事業所におかれましては、是非、表彰 候補者をご推薦いただき、お申込下さいますようご案内申し上げます。

記

1 表彰式等の日程

表彰行事は令和3年11月22日(月)午後5時30分より
千歳商工センター2階大会議室に於いて行ないます。

2 推薦できる従業員の範囲

1) 永年勤続の部

千歳商工会議所会員である事業所に引き続き10年以上勤務し、
貴事業所でたいへん真面目に働いてこられ、
過去5年間商工会議所の表彰を受けていない方。

この部門は、10年、15年、20年・・・というように5年毎に表彰を受けることが出来ます。この場合勤続年数の計算は当該従業員を雇用した月から表彰を受ける年度の4月1日までの間とします。(本年は令和3年4月1日現在)

2) 優良従業員の部

当所会員事業所で、10年未満の勤続者で、例えばよい笑顔で接客がよく
来客にも評判がいい、または、営業成績をあげるための努力・提案などが
適切な方などを対象に、事業主の推薦により審査委員会の審査を経て表彰します。

この場合、勤続年数の計算は雇用した月から表彰を受ける年度の4月1日までの間とします。

この部門の受章者については、表彰時までの実務年数が5年以上経過(男女共)
しているものとし勤務年数10年未満であり、かつ表彰は原則として1回のみとします。

なお、この年数に満たない方であっても、その推薦理由により功労顕著な方は
審査の対象とします。

表彰の可否は審査委員会で決定しますが、審査委員はすべての従業員の日常
の仕事ぶりを承知しておりませんので、この部門においては、推薦理由と企業の所属
(加盟団体) 団体長の推薦を記載して戴く事になっております。

※ 加盟商工団体が全くない場合は当所へご相談下さい。

3 表彰の対象となる従業員

ここでいう従業員とは、名実ともに従業員であって法人の取締役または、個人
事業所の家族従業員は含みません。

(但し、家族従業員にあつては、事業主の子弟等であつて生計が異なる場合は可)

4 推薦の方法と締切

推薦を行なう場合は必ず当所で作成した推薦書により提出して下さい。

提出締切 令和3年9月30日(木)迄です。

5 推薦に当り承知して戴きたい事項

- (1) 表彰は記念品を添えて行ないますので、若干事業主負担を戴くことになって
います。表彰が決定次第直ちに納入をお願いいたします。

受章者1名につき 5,000円(消費税の「課税仕入れ」に該当しません)

- (2) 表彰は会費完納の会員事業所のみについて行ないます。未納の節は、至急
ご納入戴きたくお願い致します。

※ その他不明な点がございましたら

当所中小企業振興委員会 担当までご連絡下さい。

(電話 23-2175)

推 薦 要 領 (表彰規定抜粋)

1 永年勤続従業員表彰

当会議所の会員である事業所に引き続き10年以上勤続し、優秀な方で
会員の推薦により審査委員会の議を経て5年毎(前回受彰した年度から5
年以上経過していること)に表彰する。

この場合の勤続年数の起算は、当該従業員を雇用した日の属する月から
表彰を受ける年度の4月1日迄とする。

2 優良従業員表彰

当所会員事業所において、10年未満の勤続者で特に功労のあった方は、
会員の推薦により審査委員会の審査を経て表彰します。

但し、この場合所属商工団体長の推薦を要します。

尚、特に功労のあった方とは、表彰時までの実務年数5年以上経過して
いる者とするが、この年数に満たない方であっても、その推薦理由により
功労顕著な方は審査委員会の対象とします。

3 会費に未納のある会員に対しては推薦を行ないません